

平成27年度

教 育 行 政 執 行 方 針

平成27年3月

新ひだか町教育委員会

平成27年度新ひだか町教育行政執行方針

平成27年第1回新ひだか町議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政に対する執行方針を申し上げ、町議会をはじめ、町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

I 基本的な考え方

1. 「生きる力」を育むために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた人づくり
2. 町民一人ひとりが生涯を通して生きがいをもち、実りある人生を送るための環境づくり

この2点を基本として、教育行政を推進します。

本年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の見直しにより、教育委員会制度が変わり、教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築及び町長との連携の強化を図るとともに、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、様々な領域の教育の充実に町と一体となった取組を進めます。

子どもたちが成人して社会で活躍するときに、生産年齢人口の減少、国際化の進展と高い技術革新のなかで、教育が果たすべき責任を自覚し、厳しい時代を乗り越え、一人ひとりが高い

志や意欲を持ち、人格の完成を目指すという教育の基本のもとで、自然豊かなふるさとで、自分を愛し、ふるさとを愛する豊かな心と他者と協働しながら価値の創造に挑戦し、未来を切り開く人間性を育むとともに、本町の生涯学習の充実を図るため、創生と課題解決に向けて、地域に開かれた教育の推進に努めることが重要であります。

学校教育においては、児童生徒一人ひとりが学ぶことと、変化の激しい社会の中で、自立して自らの人生を幸福に過ごすことを意識して、「何を教えるか」という知識の質・量の改善を図り、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視し、「どのような力が身に付いたか」を検証し、充実・改善を図り、「生きる力」を育むことが求められます。

そのため、学校の取組として、知識・技能を確実に修得し、それらを活用する学習活動を通して、思考力、判断力、表現力、学習意欲などを高めていくとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育成し、児童生徒がこれまで身に付けた力を十分に発揮できるよう取り組む必要があります。

このことを踏まえて、各学校が法令に基づき適正な教育課程を編成・実施し、その評価、検証、改善を行うよう指導・支援するとともに、児童生徒の学力・体力の向上を図るための取組を進めます。

静内第二中学校が静内中学校と統合となり、生徒が充実した学校生活を送れるように、学校経営の支援に努めます。

また、町奨学金制度は、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由などにより大学進学が困難な状況にある町内の高等学校の卒業生に対して、新たに奨学金を支給するなど、人材の育成支援の拡充を図ります。

さらに、学校施設整備では、高静小学校、山手小学校及び静内第三中学校体育館のバスケットゴールなど非構造部材の耐震改修事業を実施し、児童生徒の安全・安心な教育環境づくりと防災教育などの充実に取り組みます。

生涯学習においては、幅広い年代の人たちが魅力ある町づくりを創造し、生涯を通して学び続けるために、歴史、文化、伝統など地域の特色を活かした教育資源を活用した事業などの推進に努めます。

また、平成28年度から5か年の「第2次社会教育中期計画」は、広く町民から意見を聴きながら策定に取り組みます。

Ⅱ 主要施策の推進

このような教育行政の基本的な考え方のもとに、主要な施策について申し上げます。

学校経営の充実

開かれ信頼される学校づくりを推進するために、学校改善につながる自己点検と学校評議員や保護者・生徒アンケートなどを活用した学校評価の実施と明確な目標を定め、その結果を保護者や地域住民に公表し、共有化とスピード感のある学校経営改革の推進に努めます。

また、校長の教育理念に基づき、授業改善に対する教職員の意識改革と長期休業中などへの学習指導に、地域の教育資源などを活かした特色ある学校づくりを図ります。

さらに、幼保小、小中高の学校間連携を図り、子どもたちが夢や希望を持ち、社会で自立し生活できる教育環境整備に努めるとともに、「北海道家庭教育サポート企業制度」の活用と保護者や地域住民から学校経営に対する理解と協力をいただきながら、開かれた学校づくりと地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進します。

教育課程の充実

将来にわたり、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために、学習指導要領の趣旨やねらいを

踏まえ、法令に基づいた「知・徳・体」の調和の取れた教育課程の編成・実施と教育目標・内容の改善に努めるとともに、教育環境を活かした学習・指導方法の充実を推進します。

また、新ひだか町の地域・特性に関する資料を総合的に児童が理解できるようにするための副教材である、小学校3年生・4年生の「社会科副読本」で、アイヌの人たちの歴史・文化などに触れる学習活動の充実を図ります。

教職員の指導力の向上

組織的な学校経営の推進で最も重要なことは、校長のリーダーシップのもとにすべての教職員が、目指すべき目標を共有化し、教職員の一人ひとりがなすべき役割とその意味を理解することで、包括的な学校改善につながり、開かれた学校づくりを通して、学校の活性化を図りながら、教職員の指導力向上を目指します。

学習指導要領では、学習・指導方法を示すことを明確にしたことにより、「何を教えるか」だけでなく、「どのような力を身に付けるか」の課題の発見・解決が求められております。

主体的・協働的に学ぶ学習の充実のために、校内研修の活性化と学校在職期間中に2回以上の各種研修の参加奨励を図り、教職員の資質向上に努めます。

さらに、体罰については、子どもたちの人権や人格を侵害する行為であることから、根絶に向けた取組を促し、法令遵守の

徹底を図るとともに、信頼される学校づくりの推進に努めます。

学習指導の充実

すべての児童生徒が分かる、楽しい授業を目指し「読み・書き・計算」など基礎的・基本的な知識・技能の定着と自ら学び、自ら判断する力を育むために、児童生徒に対する学習規律の定着、家庭学習につながるノート指導の充実・改善を図り、1時間授業のなかで教師のねらいや課題を明確にし、きめ細かな学習指導や学校改善プランに基づいた、学校の主体的な取組を支援します。

全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、新たに小学校2年生から中学校3年生を対象に「標準学力検査」を実施して、児童生徒の学力を把握・分析し、学習の成果と課題の検証を行い、基礎・基本の定着と授業改善を図るなど、小中学校の連携による教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立を推進し、学力の向上に努めます。

また、「チャレンジテスト」や「日高まなびパワーアッププラン」などの活用や学校・家庭・地域との連携・協力により、小学校は学年×10分、中学校は1時間以上を目安として、家庭学習の習慣化と生活リズムの確立を図ります。

さらに、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じ、将来に対する夢や希望を持つ社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育むため、学校の教育活動全体を通して、望ましい勤労観、

職業観を養う体系的なキャリア教育の充実に努めます。

健康安全教育の充実

児童生徒が自己の健康の保持増進を図るために必要な実践力を身に付け、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることが極めて重要であります。

各学校の「体力向上プラン」に基づく「1校1実践」の取組を進め、継続的な体力づくりの指導に努めます。

また、新ひだか町青少年健全育成運動推進協議会の「ふるさと安全パトロール」の協力をいただきながら、児童生徒の安全確保や自らが安全に行動することはもとより、ボランティア活動への参加・協力などを通して、地域との連携を図り、豊かな心の育成と安全教育の推進に努めます。

さらに、児童生徒一人ひとりが望ましい食生活と食習慣を身に付けるため、栄養教諭を中核として、生活リズムの確立を目指し、「早寝、早起き、朝ごはん」運動の促進により食習慣の定着に取り組みます。

学校給食では、食材に地場産品の使用と地元産業に対する理解を深めながら、栄養バランスの整った給食の提供と学校・家庭との連携により、食物アレルギー対応の体制整備に努めます。

児童生徒の健康教育の充実として、町と連携を図りながら、平成29年度までに全小学校におけるフッ化物洗口の実施に取り組みます。

特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒が、社会で自立を目指して豊かにたくましく育つことができるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、教育的ニーズに応じた教育の推進に努めます。

そのため、学校、家庭、関係機関などと連携を図りながら、的確な指導体制の確立に努めます。

特別支援教育支援員は、学校の実情を踏まえながら、きめ細かな指導に配慮し、必要な配置を図り、引き続き特別支援教育の充実に努めます。

また、文部科学省の継続指定を受け、インクルーシブ教育システム構築モデル事業に取り組み、学校が障がいのある子どもに対する教育的ニーズを的確に把握して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践を進めます。

心の教育の充実

各学校で道徳教育の充実を図るため、文部科学省から配布された「私たちの道徳」を各学校において、道徳の時間や教育活動全体で活用することはもとより、児童生徒が家庭に持ち帰り、家庭や地域で話し合ったことを書き込んだり、家族が読んで書き込んだり、学校のきまりを守るなどの規範意識や倫理観を培い、命の大切さや思いやりと感謝の気持ちを育むとともに、様々な体験的活動、読書活動などを推進し、心の教育の充実を図ります。

また、いじめや不登校などの未然防止とネットトラブルや有害情報から児童生徒を守るため、早期発見・早期対応に努めます。

特に、いじめ問題は「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づく、防止基本方針に従った取組により「いじめは、いかなる理由があろうと人間として決して許されない。」という強い認識に立ち、自分のよさを自覚するなどの自尊意識を高める取組を支援するとともに、スクールカウンセラーの活用や学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、迅速に対応できる体制の充実に努めます。

社会教育活動の充実

町民一人ひとりが心豊かな生活を送るために、生涯を通して学び続けることができる環境づくりのため、公民館などの社会教育施設を活用して、「いつでも、どこでも、だれでも、何度でも」学ぶことができる学習機会の提供に努めます。

また、各種関係団体やサークル活動の支援などに努めるとともに、社会教育施設の機能充実に努めるために、計画的な整備に努めます。

芸術文化活動の充実

創造性豊かな地域づくりのため、地域の特性を活かした文化団体などの自主的な活動を支援するとともに、団体の活性化及

び指導者などの養成に努めます。

「芸術鑑賞バスツアー」の実施や町民芸術祭など、幅広い世代を対象として、優れた芸術文化の鑑賞及び学習発表機会の拡充を図ります。

文化財保護・保存活動の充実

博物館では、先人たちの貴重な文化遺産や郷土の歴史、自然などに関する資料展示を図り、町民が文化財に親しみ、学ぶ機会の充実と、保護・保存、資料の収集や調査・研究に努めます。

また、国指定の「史跡シベチャリ川流域チャシ跡群」整備保存計画が策定されたことから、関係団体と連携しながら適切な保存管理を進めます。

図書館の充実

図書館は、町民の読書意欲の高揚と時代にふさわしい生涯学習施設として、重要な役割を担っていることから、乳児と保護者を対象としたブックスタート事業を実施し、親と子のふれあいや読書の大切さについて、普及・啓発を図るとともに、子ども向け読み聞かせや読書週間事業などを開催し、町民が快適な環境で利用できる施設となるよう努めます。

スポーツ振興の充実

生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送るためには、心身の健康が重要であり、スポーツは健康維持・増進のほか、生活習慣病の予防・改善及び地域住民の交流など様々な役割を担っています。

スポーツを通して、各年代に応じた健康・体力の増進を図るため、体育施設などを活用し、各種スポーツ事業の実施により日常的にスポーツに親しみ、楽しめる機会の提供に努めます。

第5回二十間道路ハーフマラソン大会は、おもてなしの心で参加者との交流会を開催し、スポーツ人口の増加に努めます。

ライディングヒルズ静内は、町直営で管理・運営を行い、より多くの町民が馬と触れ合う機会の拡充に努めます。

さらに、スポーツ・文化・防災機能を含めた体育施設のあり方について検討します。

以上、平成27年度教育行政の執行に関する施策を申し上げました。

新ひだか町の活力ある発展のため、学校はもとより、関係機関・団体などと連携を図りながら「未来への礎」のため、より一層の取組を推進いたしますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご支援ご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。